

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

2024年5月20日 (Vol.10)

輸出管理の最新動向

— 「中間報告」にみる輸出管理制度の歴史的転換 —

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 輸出管理制度の概要	弁護士 宮岡 邦生 TEL. 03 6266 8738 kunio.miyaoka@mhm-global.com
III. 中間報告に示された現行枠組みの限界	
IV. 輸出管理制度の見直しの具体的な方向性	弁護士 工藤 恭平 TEL. 03 6266 8584 kyohei.kudo@mhm-global.com
V. 結語	弁護士 森 琢真 TEL. 03 6266 8974 takuma.mori@mhm-global.com

I. はじめに

2024年4月24日、経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会は、近時の安全保障環境の変化等を踏まえた輸出管理（安全保障貿易管理）に関する課題と対応の方向性に関する提言をまとめた「[中間報告](#)」を公表しました。

同中間報告では、「東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理の枠組みは大きな転換期を迎え」、「我が国を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しく複雑となっている」との認識の下、キャッチオール規制の見直し、技術管理強化、機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携、安全保障上の懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化など、輸出管理制度に関する重要な提言がなされています。

日本の輸出管理は、これまでワッセナーアレンジメントをはじめとする輸出管理に関する国際枠組み（国際輸出管理レジーム）に準拠する形で実施されてきました。これに対し、中間報告では、レジーム合意によらず、一部の同盟国・同志国との連携に基づく措置を行うことなど、従来の政策を大きく見直す内容が含まれています。この関係では、2024年4月26日、経済産業省から、同盟国・同志国連携に基づいてリスト規制品目を追加する省令等の[改正案](#)（以下「本改正」といいます。）が発表されたことも注目されます（5月25日まで意見公募を受け付けており、公募終了後、公布を経て2か月以内に施行されます）。

本ニュースレターでは、我が国の輸出管理制度について概観した上で、上記中間報告及び本改正に示された輸出管理制度の転換について解説します。

II. 輸出管理制度の概要

日本をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術（デュアルユース品目）が、国際社会の安全性を脅かす国家（懸念国）やテロリスト等に渡ることを防ぐ

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

ため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して、これらの品目の輸出管理を行っています。日本が参加している国際輸出管理レジームには次の4つがあります。

<国際輸出管理レジーム>

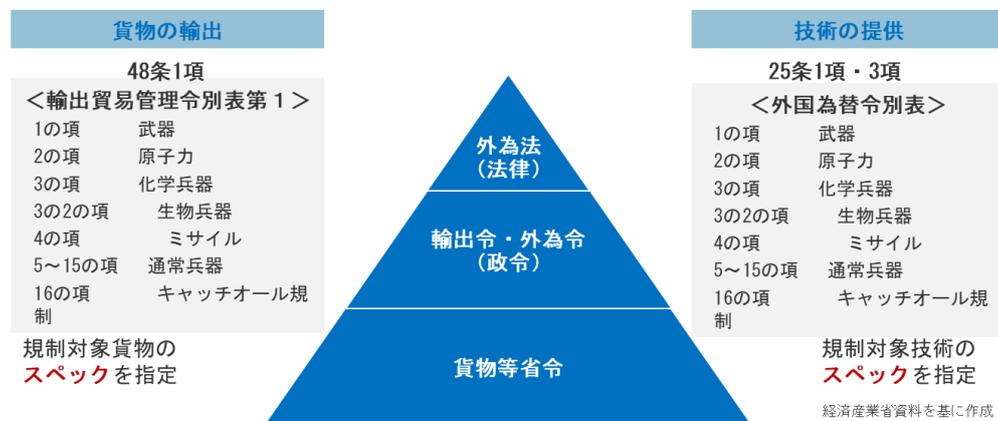
国際輸出管理レジーム	大量破壊兵器関連			通常兵器関連
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
	NSG 原子力供給国グループ (1978年発足・48か国参加)	AG オーストラリアグループ (1985年発足・42か国+EU参加)	MTCR ミサイル技術管理レジーム (1987年発足・35か国参加)	WA ワッセナーアレンジメント (1996年発足・42か国参加)

各国は、国際輸出管理レジームにおける合意を踏まえ、国内法を整備して輸出管理を実施しています。日本の場合、外為法48条1項（貨物の輸出）及び25条1項・3項（技術の提供）に基づいて輸出管理を実施しています。

外為法に基づく輸出管理は、大きく①リスト規制と②キャッチオール規制の2つから成っています。

まずリスト規制とは、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれが典型的に高いと考えられるハイスペックなデュアルユース品目（工作機械、暗号装置、炭素繊維等）をリスト化して規制するもので、これに該当する場合、貨物の輸出先や技術の提供先の国を問わず、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。具体的な規制品目（貨物及び技術）はレジーム合意に基づいて指定されており、以下の図のように、政令別表（貨物について輸出貿易管理令別表第一、技術について外国為替令別表）1～15の項で規制品目の概要がリスト化された上で、経済産業省令（貨物等省令¹）により詳細なスペック指定が行われるという建付けになっています。

<日本における輸出管理関係法令の構造>



¹ 正式名称は、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（平成3年通商産業省令49号）

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

一方、キャッチオール規制とは、リスト規制を補完する観点から、リスト規制ほどスペックの高くはない汎用的な（ロースペックな）貨物・技術であっても、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器や生物兵器、ミサイル）や通常兵器の開発・製造等に用いられる懸念がある場合には、輸出等に際して経済産業大臣の許可を必要とするものです。キャッチオール規制の対象品目は政令別表の16の項で指定されており、リスト規制品目以外のほぼ全ての品目が含まれます。

キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオールの2種類があります。それぞれ、下表のいずれかの要件を満たす場合、輸出等にあって経済産業大臣の許可が必要となります。

＜キャッチオール規制の要件＞

	要件	許可が必要になる場合
大量破壊兵器 キャッチオール	用途要件	・ 貨物・技術が大量破壊兵器の開発・製造・使用・貯蔵に使われるおそれがあると知った場合等
	需要者要件	・ 需要者が大量破壊兵器の開発等を行っている／行っていた ・ 需要者が外国ユーザーリストに掲載（ただし、例外あり）
	インフォーム要件	・ 経済産業大臣から輸出許可が必要である旨の通知を受けた場合
通常兵器 キャッチオール	用途要件 （国連武器禁輸国・地域 ² 向けのみ）	・ 貨物・技術が通常兵器の開発・製造・使用に使われるおそれがあると知った場合
	インフォーム要件	・ 経済産業大臣から輸出許可が必要である旨の通知を受けた場合

キャッチオール規制は、仕向国の懸念度に応じて規制の厳しさに差が設けられています。具体的には、米国や欧州諸国などいわゆるグループ A 国³向けの輸出等は、そもそもキャッチオール規制の適用対象から除外されています。また、通常兵器キャッチオールのうち用途要件は、国連武器禁輸国・地域向けにのみ適用され、一般国（グループ A 国でも国連武器禁輸国・地域でもない国のことを指し、中国やロシアが含まれます。）向けの輸出等については、経済産業大臣から、通常兵器の開発等に使われる懸念があるため輸出許可が必要との通知（インフォーム）を受けたときのみ規制対象となります。

Ⅲ. 中間報告に示された現行枠組みの限界

中間報告に示された輸出管理制度の見直しの背景には、今日、輸出管理をめぐる国際情勢が歴史的な転換点を迎えているとの認識があります。

² アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

³ アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、韓国

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

すなわち、もともと、東西冷戦期における国際的な輸出管理は、旧西側諸国による共産主義諸国への軍事技術・戦略物資の輸出規制のための枠組みである COCOM（対共産圏輸出統制委員会）の下で実施されていました。その後、東西冷戦の終結に伴い、輸出管理の目的は、共産主義国家の封じ込めから、特定国を念頭に置かない通常兵器の過度の蓄積の防止に変化しました。これに伴い、COCOM に代わって新たにワッセナーアレンジメント（WA）が発足し、旧西側諸国だけでなく、ロシアなど旧共産圏諸国も参画することとなりました。すなわち、通常兵器及び機微な汎用品・技術の供給能力を有する国を可能な限り WA に取り込んだ上で、すべての参加国が、WA 非参加国に対し、同一のリスト品目について輸出管理を行うことにより、安全保障貿易管理の実効性・公平性を確保していました（中間報告 1～3 頁）。

ところが、ここへきて、WA を中心とする国際輸出管理体制は大きな転換点を迎えています。中間報告では、特に次の現状認識が示されています。

① 安全保障上の懸念主体としての国家の登場（中間報告 1～2 頁）
② デュアルユース技術の重要性の高まり（中間報告 2～3 頁）
③ 国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭（中間報告 3 頁）

①については、WA の参加国であるロシアによるウクライナ侵攻に言及しつつ、「安全保障上の懸念として再浮上した国家主体を想定すると、現在の機微技術を対象とするリスト規制を中心とする安全保障貿易管理のみでは必ずしも適切に対応できない」との問題意識が示されています（中間報告 2 頁）。

②については、ロシアによるウクライナ侵攻において、無人機、衛星通信装置、3D プリンタ等、市中で容易に調達可能な民生品が戦局を大きく左右していることも踏まえると、従来のリスト規制における性能（スペック）のみによる管理には限界があるとの認識が示されています。そこで、リスト規制品以外の非先端的なデュアルユース技術の規制を念頭に置きつつ、「国際貿易に過度な制限を課すことのないよう、軍事転用リスクの高い取引に厳に焦点を当てた安全保障貿易管理」を行うべきことが示唆されています（中間報告 3 頁）。

③については、WA に参加していない中国やイスラエル等が機微技術を保有する国として台頭してきており、WA の枠外で機微技術が拡散するケースも増加していることを踏まえ、「WA 非参加国に対し、WA リスト品目の輸出管理を働きかけていく必要がある」ことが指摘されています。

IV. 輸出管理制度の見直しの具体的な方向性

以上の問題意識を踏まえ、中間報告では、「対応の方向性」として、①キャッチオール規制の見直し、②技術管理強化のための官民対話スキームの構築、③機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携、④安全保障上の懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化、という 4 つの方針が示されています。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

1. キャッチオール規制の対象拡大

上述のとおり、日本の現行のキャッチオール規制のうち通常兵器キャッチオール規制については、用途要件の適用が国連武器禁輸国・地域向けに限定されており、それ以外の一般国（中国やロシアが含まれます。）向けの輸出等については、経済産業大臣からインフォームを受けた場合にのみ規制対象とされています。しかし、下表のように、諸外国では、通常兵器キャッチオールの用途要件について、国連武器禁輸国・地域以外も規制対象としたり、需要者要件を導入するなど、より強度の高い規制が導入されています。

そこで、中間報告では、同盟国・同志国との国際協調の観点から、規制対象の見直しを行う必要性が示唆されています（中間報告 5 頁）。具体的には、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を一般国向けに拡大しつつ、管理対象の明確化と、輸出者の負担軽減の観点から、①対象品目、②需要者、③取引条件・態様、④対象国と我が国の関係から、規制対象の絞り込みの絞り込みと明確化を行うべきとされています（中間報告 6～8 頁）。

＜諸外国の通常兵器キャッチオール規制の比較＞

	日本	米国	EU	英国	韓国
インフォーム	あり				
用途要件	国連武器禁輸国 向けのみ	あり	国連武器禁輸国 に加えて、独自措置あり	国連武器禁輸国 に加えて、独自措置あり	国連武器禁輸国 に加えて、独自措置あり
需要者要件	なし	あり ※軍事エンドユーザーリストを公表	なし	あり ※非公表。当局に対し、懸念需要者を照会可能	あり ※非公表。当局システム上で、懸念需要者を照会可能

また、現在、グループ A 国は一律にキャッチオール規制の対象外とされているところ、輸出管理当局として、グループ A 国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合には、インフォームを行うことができる仕組みを導入すべきとされています（中間報告 8 頁）。

2. 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

中間報告では、多くの企業が、ビジネス活動の中で技術流出リスクに直面しており、また、近年、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、当初民生利用目的であった取引について、時間的経過とともに軍事転用リスクが生じる場合があることが指摘されています。こうした問題意識の下、外為法の既存規定を活用することにより、技術管理をさらに厳格化すべきことが述べられています（中間報告 9 頁）。

具体的には、技術の種類と行為類型の両面から特にリスクの高い取引を特定した上

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

で、企業に対し、政府への事前報告⁴を求めることが検討されています。その上で、「官民の対話」、すなわち経済産業省から企業に対して懸念情報の共有や助言を含むコンサルティングを実施し、それでも技術流出懸念が払拭されない場合に、キャッチオール規制の枠組みの下で企業にインフォームを行い、許可申請を求めるといった対応を図るべきとされています（中間報告 9～10 頁）。

こうした制度が導入された場合、企業にとっては、対象取引について政府への事前報告という負担が生じる一方で、官民対話を通じて政府から懸念取引先等に関する情報の共有を受けられるようになる可能性もあります。一方、政府にとっては、事前報告を通じて民間企業から広く取引情報を収集することができ、インフォーム制度をより効果的に活用できるといったメリットがあると考えられます。

3. 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

中間報告では、技術革新が加速し、新興技術による安全保障上の影響が増大する一方で、WA などの国際枠組みにおいて参加国のコンセンサスを取ることが困難になり、規制対象とすべき品目を管理対象として追加するまでに時間がかかる状況が生じていることが指摘されています（中間報告 11 頁）。この問題に対処するため、中間報告では、以下の 2 つの場合には、レジーム参加国のコンセンサスが得られなくても、同盟国・同志国との協調に基づき、先行して管理対象（リスト規制品目）を追加すべきとされています。

- ① 国際輸出管理レジームにおいて、政治的動機など何らかの理由でコンセンサスに至らない場合でも、多くの国が管理の必要性について一致した場合
- ② 多くの国が管理の必要性について一致するまでに時間がかかる新興技術等に関して、安全保障上の懸念の高さと緊急性に鑑みて早急な輸出管理の必要が生じた場合

上記①②の違いは、①が、国際輸出管理レジーム内で技術的議論が成熟し、多くの国の賛同が得られた場合に規制対象を拡大することを想定しているのに対し、②は、新興技術を中心に、少数の技術保有国の連携に基づき、より機動的な管理を行うことを想定している点にあります。

なお、本稿の冒頭に紹介した 2024 年 4 月 26 日公表の省令等の改正（本改正）は、中間報告に示された上記①②の考え方に基づくものと考えられます。

すなわち、本改正では、リスト規制品目のスペック指定に関する貨物等省令を改正し、量子・半導体に関連する下記 4 品目を規制対象に追加しています。これらの品目の追加に関し、経済産業省の[意見募集要項](#)では、「国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたもの」との説明がなされており、上記①の措置として実施されたことがうかがわれます。実際、日本のほかにも、英国は 2024 年 3 月 11 日付

⁴ 法律上の根拠としては、外為法 55 条の 8 に基づく報告義務への言及がなされています。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

[改正輸出管理規則](#)⁵で、フランスは [2024年2月2日付命令](#)⁶で、それぞれ下記4品目に対応する規制品目の追加を行っており、また、スペインも、2023年5月31日公表の輸出管理規則⁷の改正により、下記のうちii.からiv.に対応する規制品目の追加を行っています。

＜貨物等省令改正案におけるリスト規制対象への追加品目＞

- | | |
|------|---|
| i. | 相補型金属酸化膜半導体集積回路（CMOS）（6条1号カ） |
| ii. | 半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡（6条17号の4）及び関連プログラム（19条3項7号） |
| iii. | 量子計算機又はその組立品若しくは部分品（7条6号） |
| iv. | GAAFET集積回路等に係る技術（19条3項8号） |

また、本改正では、既存のリスト規制品目のうち一定の半導体製造装置（液浸露光装置、成膜装置、洗浄除去装置）について、細かなスペック指定の見直しがされています。これらの品目は、もともと、半導体製造装置の分野で技術的優位を有する日本・米国・オランダの3か国の協調に基づき、2023年7月施行の貨物等省令改正により、リスト規制対象品目に追加されていました。今般、これら同志国（特に米国）の規制と平仄を合わせる形でスペック指定の細部の見直しが行われたものであり⁸、上記②の観点から行われた改正とみられます。

4. 安全保障上の懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化

中間報告では、メリハリのある制度運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下のような制度運用の合理化が提言されています（中間報告13～15頁）。

- ① 半導体製造に用いられる一部の部分品（圧力計やクロスフローろ過装置）を特別一般包括許可の対象にする
- ② インド・ASEAN向け工作機械の輸出を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般包括許可の対象にする
- ③ 同志国軍による防衛装備の持ち帰り等に関する許可申請手続を簡素化する
- ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化する

⁵ The Export Control (Amendment) Regulations 2024

⁶ Arrêté du 2 février 2024 relatif aux exportations vers les pays tiers de biens et technologies associés à l'ordinateur quantique et à ses technologies habilitantes et d'équipements de conception, développement, production, test et inspection de composants électroniques avancés

⁷ Real Decreto 679/2014, de 1 de agosto, por el que se aprueba el Reglamento de control del comercio exterior de material de defensa, de otro material y de productos y tecnologías de doble uso

⁸ 例えば液浸露光装置について、2023年7月施行の貨物等省令改正ではハイスペック品・ロースペック品の両方がリスト規制対象とされていましたが、米国とオランダの規制では一定のハイスペック品のみが規制対象とされていました。本改正では、一定のロースペック品（同一装置による重ね合わせ精度の最大値が2.4ナノメートル超のもの）を規制対象から除外する修正が行われています。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

V. 結語

以上詳述したように、中間報告は、冷戦終結後の国際社会における輸出管理の枠組みが転換点を迎える中で、キャッチオール規制の見直し、技術管理強化、機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携、安全保障上の懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化など、外為法に基づく既存の輸出管理のあり方を大きく見直す内容になっています。また、日本として、国際社会のコンセンサスに基づく輸出管理だけでなく、一部の同盟国・同志国との連携に基づく輸出管理も積極的に行う方針が打ち出されています。輸出管理の歴史的転換点ともいえ、今後行われる政省令改正などを通じた運用見直しの動向について、引き続き注視が必要となります。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『「基礎の基礎」から解説 法務担当者のための輸出管理・経済制裁』
視聴期間 2024年3月28日(木) 10:00~2024年5月31日(金) 17:00
講師 大川 信太郎
主催 株式会社商事法務

文献情報

- 論文 「中国反スパイ法改正の概要と留意点」
掲載誌 月刊 研究開発リーダー 第216号
著者 鈴木 幹太

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition)にて高い評価を得ました
Chambers Global 2024にて当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が高い評価を得ました。
さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

Best Lawyers

- ・ Trade Law

石本 茂彦、江口 拓哉、梅津 英明、高宮 雄介